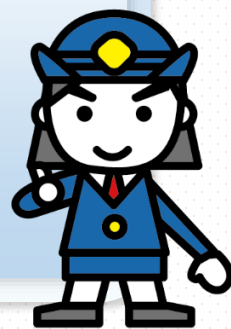


これから野焼き行為をされる皆様へ



野焼き行為を行うには 届出が必要です！！



届出にはオンライン申請が便利

いつでも

24時間 365日
時間を問わず届出が可能です。

どこでも

スマホ・パソコン・タブレットから、
場所を問わず届出が可能です。

簡単に

入力フォームに沿って必要事項を入力することで簡単に届出が可能です。

入力が必要な内容

- ①行為者の名前・住所・連絡先
- ②焼却行為を行う地域
- ③焼却行為の種別（寄せ焼き、とんどなど）
- ④焼却行為を行う詳細な場所
- ⑤焼却行為を行う日時

オンライン申請の
アクセスはこちら



出雲市消防本部 |

検索

★野焼き行為を行う前に★

野焼き行為は、**原則法律で禁止**されております。

例外の範囲内での焼却行為であっても、火災注意報発令中のほか、**周辺住民から生活環境上の苦情がある場合は、消防車で現場確認を実施するほか、すみやかに消火していただきます。**
また、改善命令や行政指導の対象になります。

※例外とは、**宗教上の行事（とんど、お焚き上げ等）、農業、林業漁業を営むためにやむを得ない焼却（焼き畑や麦わら、雑草の焼却）、落ち葉たき、キャンプファイヤー等。**

【お問い合わせ先】

出雲消防署本署

TEL 21 - 6926

平田消防署

TEL 63 - 5119

出雲消防署佐田分署

TEL 84 - 0915

大社消防署

TEL 53 - 2373

出雲西消防署本署

TEL 43 - 8119

斐川消防署

TEL 72 - 0800

出雲西消防署多伎分署

TEL 86 - 2149